

第3期 堺市人権施策推進計画（基本的な方向性）概要版

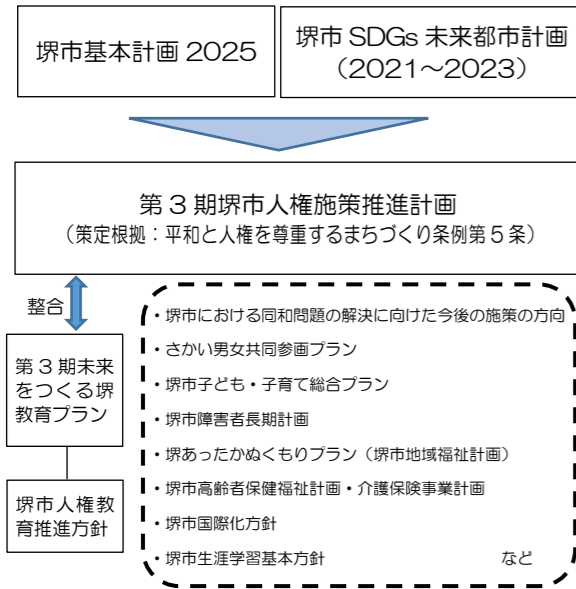
I 計画の策定について

1. 計画策定の目的

・平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条に基づき、「平和と人権を尊重するまちづくりを総合的に推進する」ための方向性として策定

2. 計画の位置付け

・10年後の2031（令和13）年度を見据えながら、今後5年間の取り組むべき方向性を示す



3. 計画期間

・2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

II 人権をめぐる動きと課題

人権をめぐる動き

- 国際的な動き
 - ・国連における「人権教育のための世界計画」第4フェーズの提示
 - ・SDGs（持続可能な開発目標）の策定
- 国内の動き
 - ・いわゆる人権関連3法の施行（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）

踏まえるべき課題

- ・インターネット、SNSによる差別・誹謗中傷の形態
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめなどの新たな課題の発生、及びそれに伴い、従来からあった人権課題の深刻化
- ・啓発に関する課題

第8回人権に関する市民意識調査の結果

- ・人権問題に対する理解が進む一方で、依然として差別意識が残っている

III 堺市がめざす人権が確立された社会

《ステップ1》
個人が学び、気づき、行動する
（意識変革・行動変容）

人権についての学びや気づきにつながる人権教育・人権啓発・生涯学習を通じて、自分も他人も大切にできる気づき、学びの機会を提供する。

- 【キーワード】
- ・セルフエスティーム（自尊感情）
 - ・エンパワーメント
 - ・人権についての学び

《ステップ2》
人と人がつながる
（協働・参画型の社会）

自分も他人も大切にできる人同士がつながり、相互に補完し合う集団ができることで、自分も相手も大切にできる協働・参画社会ができる。この広がりでも「人権文化」を根付かせる。

- 【キーワード】
- ・人と人とのつながり（協働・参画型の社会）
 - ・市民や様々な主体との連携

めざす社会

《ゴール》

人権が文化として確立された社会（共生社会）
すべての人が自分らしく安心、安全に暮らせる社会
～人権文化の花を咲かせよう～

多様性
（Diversity）
個々の多様性を尊重し、人々が自分らしく活躍する。

包摂性
（Inclusion）
すべての人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として活躍する。

持続可能性
（Sustainability）
すべての人の人権を尊重し、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現する。

- 「人権文化」とは、人権を尊重することが日常生活の中に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが当然のことになっている社会のあり方である。
- 人権が文化として確立された社会（共生社会）を持続可能にするためには、多様性と包摂性の両方が備わっている必要がある。

IV 施策推進への基本の取組

人権教育・人権啓発

- ・生涯学習としての人権教育・人権啓発を実施し、人権を普遍的な文化へと高める。
- ・人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進する。
- ・ICT活用などの新たな手法も取り入れる。

- (1) 生涯学習としての人権教育・人権啓発の意義と必要性
(2) 人権教育の推進
(3) 人権教育の実施者の役割

様々な人権問題への取組

- ・社会情勢や時代の変化により多様化する人権問題の現状や課題を把握し、課題解決に向けた取組を行う。

- (1) 様々な人権問題
- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 同和問題（部落差別） | ⑥ 高齢者の人権 |
| ② 女性の人権 | ⑦ 外国人・外国にルーツのある人の人権 |
| ③ 性的指向や性自認を理由とした人権問題 | ⑧ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題 |
| ④ 子どもの人権 | ⑨ その他の人権問題 |
| ⑤ 障害者の人権 | |
- (2) インターネット上の人権侵害

人権擁護・相談

- ・人権に関する相談に対し、適切な助言、情報提供を行う。また、関係機関等との連携を図り、人権侵害の発生や被害の拡大防止を図る。
- ・社会情勢や時代の変化により多様化する人権問題を踏まえた相談事例の検討や研修会を実施し、相談体制の強化を図る。

- (1) 人権相談と救済 (2) 支援力の向上 (3) 施策・事業への反映

国際平和実現への貢献

- ・平和とは、紛争・戦争のない状態はもちろんのこと、すべての人の人権が尊重され、安心して幸せに生活できる状態のことである。
- ・平和と人権を尊重する社会に向け、平和と人権に関する取組を推進する。

- (1) 平和と人権のとらえかた (2) 平和社会実現の取組 (3) 国際平和実現への貢献を図る施策

人権課題の
精査・把握

V 計画の推進

推進体制

- (1) 庁内の推進体制（堺市人権施策推進本部、堺市人権施策推進審議会） (2) 市民や様々な主体との連携 (3) 国・大阪府及び指定都市との連携 (4) 国際的な連携

管理体制

- ・PDCAサイクルによる適切な進捗管理

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の推進